

〔第一問〕

問 1

1 相続人の意義

相続人とは、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含ない。なお、財産取得者のうちに相続人に該当しない者が含まれている場合の課税価格の計算において、下記 2 以降に示す規定を適用することができないという注意点がある。

2

2 生命保険金等の非課税

相続人の取得した相続により取得したものとみなされる生命保険金等（条例の規定による心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権に該当するものを除く。）の合計額のうち 500 万円にその被相続人の法定相続人の数を乗じて算出した金額（「非課税限度額」という。以下 3 において同じ。）までの金額は、相続税の課税価格に算入しない。

5

3 退職手当金等の非課税

相続人の取得した相続により取得したものとみなされる退職手当金等の合計額のうち非課税限度額までの金額は、相続税の課税価格に算入しない。

2

4 債務控除

相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下 4 5 において同じ。）により財産を取得した者が居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者又は特定納税義務者（その相続に係る被相続人の相続開始の時ににおいて相続税法の施行地（以下「法施行地」という。）に住所を有する者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により^(注)取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）及び被相続人に係る葬式費用、相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者又は特定納税義務者（その相続に係る被相続人の相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有しない者に限る。）である場合においては、その相続又は遺贈により^(注)取得した財産で法施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務でその財産に係る公租公課等の一定の債務の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

6

（注） 相続時精算課税適用者については、被相続人が特定贈与者である場合のその被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産を含む。

1

5 立木の評価

相続又は遺贈により取得した立木の価額は、立木を取得した時における立木の時価に $\frac{85}{100}$ の割合を乗じて算出した金額による。

3

6 未分割遺産に対する課税

相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又はその財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、その相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法(寄与分を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したのものとしてその課税価格を計算するものとする。

(注) 上記において

居住無制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時に
おいて法施行地に住所を有するものをいう。

非居住無制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人でその
財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの(その個人又はその相続若しくは遺贈に
係る被相続人がその相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において法施行地に
住所を有していたことがある場合に限る。)をいう。

制限納税義務者とは、相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得
した時において法施行地に住所を有しないもの(に掲げる者を除く。)をいう。

特定納税義務者とは、贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した個人(からに
掲げる者を除く。)をいう。

法定相続人の数は、被相続人の法定相続人の数(被相続人に養子がある場合の法定相続人の数に
算入する養子の数は一定の養子の数に限るものとし、相続の放棄があった場合には、その放棄がな
かったものとした場合における相続人の数とする。)とする

被相続人は、遺贈をした者を含む。

特定贈与者とは、相続時精算課税選択届出書に係る贈与をした者をいう。

遺贈は、死因贈与を含み、贈与は死因贈与を除く。

相続時精算課税適用者とは、相続時精算課税選択届出書を提出した者をいう。

問 2

〔子 a〕

1 子 a のとれる申告等の手続

未分割遺産が分割されたこと等により、相続税額に不足を生じるため、相続税の修正申告書を提出することができる。

2 相続税の修正申告書

相続税の期限内申告書を提出した者は、下記、の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。 } 4

未分割遺産の課税の規定により分割されていない財産について民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。 } 1

遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。 } 1

〔子 b〕

1 子 b のとれる手続

未分割遺産が分割されたことにより、相続税額が過大となるため、相続税の更正の請求をすることができる。また、平成 16 年（相続開始年分の贈与）は生前贈与加算されないこととなるため、贈与税の期限後申告書又は修正申告書を提出することができる。

2 相続税の更正の請求

相続税について申告書を提出した者は、上記〔子 a〕2 の事由によりその申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から 4 月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額につき更正の請求をすることができる。 } 4

3 贈与税の期限後申告書（他に贈与財産の取得がなく、平成 16 年分の期限内申告をしていない場合）

贈与税の期限内申告書の提出期限後において、上記〔子 a〕2 の事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに期限内申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。 } 3

4 贈与税の修正申告書（他に贈与財産の取得があり、平成 16 年分の期限内申告書を提出している場合）

贈与税の期限内申告書を提出した者は、上記〔子 a〕2 の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。 } 3

〔子c〕

1 子cのとれる手続

未分割遺産が分割されたこと等により、相続税額及び平成6年の贈与税額が過大となるため、相続税及び贈与税の更正の請求をすることができる。

2 相続税及び贈与税の更正の請求

相続税又は贈与税について申告書を提出した者は、上記〔子a〕2、の事由によりその申告に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求をすることができる。

4

(注) 上記〔子a〕、〔子b〕及び〔子c〕において

相続人は、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない

遺贈は、死因贈与を含む。

贈与は、死因贈与を除く。

〔第二問〕

問 1

1 相続人 及び受遺者の相続税の課税価格の計算

相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の 及び に該当するものを除く。）の価額の計算

（単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
宅地H	$300,000 \times 1.00 \times 25m \times 20m \times 0.91 = 136,500,000$ 1 $\frac{100m^2}{500m^2} = 0.2$ 容積率 400%以上、地積割合30%未満 0.91 $\times \frac{100m^2}{500m^2} + \times \frac{400m^2}{500m^2} \times (1 - 0.6 \times 0.3) = 116,844,000$	配偶者乙	116,844,000 2
家屋I	$50,000,000 \times 1.0 \times \frac{120m^2}{600m^2} + 50,000,000 \times 1.0 \times (1 - 0.3) \times \frac{480m^2}{600m^2} = 38,000,000$	配偶者乙	38,000,000 2
宅地J		子 C	94,000,000 1
家屋K		子 C	20,000,000 1
山林L	$110,000 \times \frac{1,200m^2}{1,100m^2} \times 35 = 4,200,000$ 1 $4,200,000 \times \frac{1}{2} = 2,100,000$ $4,200,000 \times \frac{1}{2} = 2,100,000$	養子 D 孫 E	2,100,000 1 2,100,000 1
立木M	$1,500,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{85}{100} = 637,500$ $1,500,000 \times \frac{1}{2} \times \frac{85}{100} = 637,500$	養子 D 孫 E	637,500 1 637,500 1
N社株式	判定 株主区分 $\frac{10個}{30個} 33.3\%$ 30% かつ 5% 原則評価 会社区分 イ ○社純資産価額 $\frac{70,000,000 - 20,000,000}{500株} = 100,000$ $100,000 \times 0.5 + 48,000 \times 0.5 = 74,000$ $> 74,000 \times 500株 = 37,000,000$ 1 ロ 判定 $\frac{37,000,000}{37,000,000 + 75,000,000} 33\% < 50\%$ 株式保有特定会社に該当しない 評価 $37,000,000 + 75,000,000 - 70,000,000 = 42,000,000$ $27,000,000 + 75,000,000 - 70,000,000 = 32,000,000$ $(-) \times 42\% = 4,200,000$ $\frac{42,000,000 - 4,200,000}{30,000株} = 1,260$ 1	配偶者乙	9,660,000 2

(16点)

相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の及びに該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
	$1,938 \times 0.6 + 1,008 \times (1 - 0.6) = 966$ $1,938 < 1,260$ 938 $2, 1,260 \times \frac{80}{100} = 1,008$ 1 $966 \times 10,000 \text{株} = 9,660,000$		
外貨普通預金	$114.22 \times 50,000 \text{ドル} = 5,711,000$	養子 F	5,711,000 2
ゴルフ会員権	$10,400,000 \times \frac{70}{100} = 7,280,000$	養子 G	7,280,000 2
<p>小規模宅地等の特例及び特定事業用資産の特例の計算欄</p> <p>N社株式会社は、特定同族会社に該当しないため特定事業用資産の減額の適用なし</p> <p>小規模宅地等の減額単価</p> <p>配偶者乙（宅地H）（居） $\frac{27,300,000}{100\text{m}^2} = 273,000$ 218,400（0.8） （218,400 × 0.6 = 131,040）</p> <p>（居） $\frac{89,544,000}{400\text{m}^2} = 223,860$ 179,088（0.8） （179,088 × 0.6 = 107,452.8）</p> <p>子 C（宅地J）（貸） $\frac{94,000,000}{200\text{m}^2} = 470,000$ 235,000（0.5） （235,000 × 0.5 = 117,500）</p> <p>選択</p> <p>宅地H 100m²を特定居住用宅地等として選択</p> <p>宅地J 116.666 m²を特定居住用宅地等として選択</p> <p>$200\text{m}^2 - 100\text{m}^2 \times \frac{200}{240} = 116.666 \text{ m}^2$</p> <p>減額総額</p> <p>宅地H 218,400 × 100m² = 21,840,000</p> <p>宅地J 235,000 × 116.666 m² = 27,416,666</p>			
特 例 適 用 対 象 財 産		取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地H 100m ² を特定居住用宅地等として選択		配 偶 者 乙	21,840,000 1
宅地J 116.666 m ² を特定居住用宅地等として選択		子 C	27,416,666 1

(7点)

相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	子Bは相続人でないため、非課税の適用なし $24,000,000 \times \frac{1}{2} = 12,000,000$ $12,000,000 - 12,000,000 = 0$ $5,000,000 \times 7$ (法定相続人の数) = 35,000,000 12,000,000 12,000,000	子 B 養子 G	48,000,000 1 0 1
生命保険契約に関する権利		養子 D	7,000,000 1

課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	計 算 過 程	負担者	金 額
債 務	$116.22 \times 200,000 \text{ドル} = 23,244,000$	配偶者乙 子 C	500,000 23,244,000
葬 式 費 用	香典返しの費用、墓石購入費用は控除できない。 香典収入は贈与税の非課税	配偶者乙	4,000,000

課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額
平成15年	孫 E	制限納税義務者の取得した在外財産のため適用なし 1	2,500,000
平成16年	子 C		
平成18年	子 B		5,000,000

(4点)

相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区分	相続人等	配偶者乙	子 B	子 C	養子 D	孫 E	養子 F	養子 G
相続又は遺贈による取得財産		142,664,000		86,583,334	2,737,500	2,737,500	5,711,000	7,280,000
みなし取得財産			48,000,000		7,000,000			
債務及び葬式費用		4,500,000	1	23,244,000	2			
生前贈与加算 (暦年課税分)			5,000,000	1		2,500,000	1	
課税価格 (1,000円未満切捨)		138,164,000	53,000,000	63,339,000	9,737,000	5,237,000	5,711,000	7,280,000

2 納付すべき相続税額の計算

相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円 282,468 1		千円 50,000 + 10,000 × 7人 (法定相続人の数) = 120,000 1	千円 162,468
法定相続人	法定相続分(分数)	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	81.234	17,370,200
子 B	$\frac{1}{12}$	13.539	1,530,850
子 C	$\frac{1}{12}$	13.539	1,530,850
養子 D	$\frac{3}{24}$	20.308	2,546,200
孫 E	$\frac{1}{24}$	6.769	676.900
養子 F	$\frac{1}{12}$	13.539	1,530,850
養子 G	$\frac{1}{12}$	13.539	1,530,850
	1		
合計	7人		(100円未満切捨) 26,716,700 円

相続税額の2割加算の対象者

養子 F 2			
--------	--	--	--

3 平成18年分の贈与税の申告が必要な者(すべて正解して3)

対象者(受贈者)	養子G	
贈与者	配偶者乙	
贈与により取得した財産の価額	12,000,000 円	円

(13点)

問2

1 相続人の納付すべき相続税額及び納税猶予額の計算

(単位：円)

区分	相続人	子 A	子 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)		80,000,000	60,000,000	140,000,000
相続税の総額 (課税時期の時価による課税価格を基に計算した金額)	(計算過程) $140,000,000 - (50,000,000 + 10,000,000 \times 2) = 70,000,000$ $70,000,000 \times \frac{1}{2} = 35,000,000$ $35,000,000 \times 20\% - 2,000,000 = 5,000,000$ $5,000,000 \times 2 = 10,000,000$			
農業投資価格により計算した相続税の課税価格		20,000,000	60,000,000	80,000,000
あん割合		0.25	0.75	1.00
相続税の総額 (農業投資価格により計算した相続税の課税価格を基に計算した金額)	(計算過程) $80,000,000 - (50,000,000 + 10,000,000 \times 2) = 10,000,000$ $10,000,000 \times \frac{1}{2} = 5,000,000$ $5,000,000 \times 10\% = 500,000$ $500,000 \times 2 = 1,000,000$			
相続税の総額の差額 (-)	9,000,000 1			
算出税額 (の金額を基に計算した金額)		250,000	750,000	1,000,000
納税猶予の基となる相続税額		9,000,000		9,000,000
小計 (+) (100円未満切捨て)		9,250,000	750,000	10,500,000
納税猶予額 (100円未満切捨て)		9,000,000 1		9,500,000
申告期限までに納付すべき相続税額 (-)		250,000 1	750,000	1,000,000

2 継続届出書の提出期限

税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、納税猶予期限が確定するまでの間、納税猶予に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出する。 2

3 免除事由

納税猶予を受けている農業相続人子Aが死亡した場合 1
子Aが特例農地等の全部につき、贈与税の納税猶予に係る贈与をした場合 1
子Aが特例農地等の一部につき、贈与税の納税猶予に係る贈与をした場合 1

(10点)

〔アドバイス〕

【理論】

問 1

相続人と相続人以外の者との差異規定のうち、課税価格計算の部分に係る項目をまとめれば良い。

問 2

「相続税法の手続」という指示であることから、財産の異動による贈与税の申告等も記述として必要となってくる。なお、子bの解答において、平成16年分の贈与税の期限内申告がなされているか否かの具体的指示がないことから修正申告を挙げている。

【計算】

1 相続人等の判定

相続人は、配偶者乙、子C、養子D、孫E、養子F及び養子Gとなる。

法定相続人は、配偶者乙、子B、子C、養子D、孫E、養子F及び養子Gとなる。

法定相続人の数は、7人となる。なお、養子D、孫Eは実子の代襲者であるため実子とみなされる。また、孫Gは配偶者乙の実子で後に被相続人の養子になっているため実子とみなされる。養子F以外は、すべて「実子」となることから養子の数は1人算入できるため、養子Fは数の制限を受けない。

養子Fは、代襲相続人でない直系卑属であることより、2割加算対象者となるが、養子Gは被相続人のもとと直系卑属でなかった者が養子となったものであるため2割加算の対象とならない。

日本国籍と外国国籍とを併有する者は、日本国籍を有する者に含まれるため、孫Fは、非居住無制限納税義務者となる。(基通1の3・1の4共-7)

2 財産評価

H宅地

都市計画道路予定地の評価(評通24-7)

都市計画区域内にないものとした場合の自用地としての評価額
× 補正率

都市計画道路予定地の補正率

$\frac{\text{都市計画道路予定地の部分の地積}}{\text{その宅地の総地積}}$

空室の場合の貸家建付地の評価(評通26(注)2)

賃貸されている各独立部分には、継続的に賃貸されていたが、課税時期において、一時的に賃貸されていなかったと認められるものを含む。

空室となった直後から不動産業者に入居者募集の依頼を行っているため一時的に賃貸されていなかったと解する。空室部分につき、貸家建付地の評価

なお、これに伴い家屋Iについても4階部分は貸家の評価となる。

宅地 J、家屋 K (国外財産の評価)(評通5-2)

国外にある財産の価額についても、財産評価通達に定める評価方法により評価する。

よって、貸家・貸家建付地としての評価額をそのまま採用する。

山林 L

実際地積と登記簿上の地積が異なる場合 (評通8)

$$\text{固定資産税評価額} \times \frac{\text{実際の地積}}{\text{登記簿上の地積}}$$

N 株式会社 (取引相場のない株式会社)

評価会社 (N 社) が有する取引相場のない株式会社 (O 社株式) の純資産価額の計算

評価差額に対する法人税等相当額の控除不可

O 社の株価は、「小会社」としての評価を行い、N 社の総資産価額に加算する。

邦貨換算

区 分	換算相場
外貨建資産	対顧客直物電信買相場 (T T B)
外貨建負債	対顧客直物電信売相場 (T T S)

ゴルフ会員権

$$\text{取引価格} \times \frac{70}{100}$$

取引価格に含まれる預託金は、別評価しない。取引価格に含まれない預託金で、かつ、課税時期において直ちに返還を受けることができるものの場合のみ別評価する。

3 小規模宅地等の減額

宅地 H : 1 棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」に該当する場合

建物の敷地全体が 80% 減額の対象となる。

宅地 K : 在外財産についても小規模宅地等の減額を適用できる。

4 生前贈与

子 C が平成 16 年に取得した贈与財産は、贈与時において子 C が 制限納税義務者に該当する。よって、制限納税義務者の取得した在外財産に該当し、課税対象外のため生前贈与加算されない。

贈与者である被相続人甲が贈与時点において、5 年超日本に住所を有しない者であったため、受贈者子 C は、非居住無制限納税義務者とならない。

5 平成 18 年分の贈与税の申告

T 生命保険金の保険料負担者が被相続人及び受取人以外の者である配偶者が負担しているため、受取人養子 G は配偶者乙から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の申告を要する。

6 相続税の納税猶予

課税価格の計算

農業相続人の場合

特例農地等を〔「相続税評価額」で評価した課税価格
「農業投資価格」で評価した課税価格〕の双方を計算する。

相続税の総額の計算

相続税の総額も「相続税評価額ベース」のもの「農業投資価格ベース」のものとの双方を計算する。

算出税額の計算

農業相続人の場合

イ．農業投資価格ベースの相続税の総額 × 農業投資価格ベースのあん分割合

ロ．納税猶予対象額

相続税評価額ベースの相続税の総額 - 農業投資価格ベースの相続税の総額

ハ．イ． + ロ． = 合計算出税額

農業相続人以外の場合

農業投資価格ベースの相続税の総額 × 農業投資価格ベースのあん分割合 = 算出税額

納付すべき相続税額（2割加算・税額控除がない場合）

農業相続人の場合

合計算出税額 = 差引税額（百円未満切捨）

差引税額 - 納税猶予額 = 納付税額

（注）納税猶予額 農業相続人が1人の場合には相続税の総額の差額

免除事由

生産緑地地区内にある農地は、都市営農農地等に該当するため、「相続税の申告期限から20年を経過した場合」は、免除事由から除外されている。

〔合格ボ - ダ - ライン〕

理論：35点～40点

問2は贈与税の期限後申告等に気が付けたか否かにより、5～6点の差は生じるが、問1に関しては、殆どの受験生はしっかりと記述できていたのではないかな。

計算：30点～35点

総合問題は、評価財産数が少ないものの確認作業に時間がとられ、かつ、細かい引っかけ（納税義務者など）があり、意外と点数はとれない問題である。宅地H又は株式のいずれかが正解できている場合は、有利と思われる。個別問題は、理論で覚えた内容（期限・免除など）をそのまま記述できていれば、点数は取りやすい。

合計：65点～75点